

# 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請書をお送りしています

☎ 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金特設窓口（町役場 1 階会議室）  
☎ 5 3 - 4 0 8 0

2つの給付金の対象と思われる人へ申請書をお送りしています。該当される人は期間内に申請をしてください。なお、臨時福祉給付金につきましては、町民税課税者の扶養に入っている人など、支給対象外の人にもお送りしている場合がありますので、同封しているパンフレットなどを参考に給付対象かどうかをご確認ください。

- 申請受付期間 平成26年7月1日(火)～10月1日(水)  
窓口の受付時間は午前8時30分～午後5時15分です。(土・日・祝日を除く)
- 受付場所 田布施町役場1階会議室 給付金特設窓口  
※同封の返信用封筒で郵送することもできます。

臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
<p>申請書に必要事項を記入の上、必要な書類を添付してご提出ください。</p> <p><b>【必ず添付する2つの書類】</b></p> <p>①全ての支給対象者の本人確認書類 写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、旅券の写しなど ※写真付きの公的身分証明書がない場合は、健康保険証、年金手帳、印鑑登録証などの写しが2つ必要です。 (ただし、未就学児、小・中学生など2つの証明書が困難な場合は健康保険証の写しのみで可) ※代理申請・受給を希望される場合は、代理人の本人確認書類も添付してください。</p> <p>②受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し</p> <p><b>【加算措置の確認書類】</b> ほとんどの人は必要ありませんが、一部の加算措置については確認書類が必要です。 詳しくは、申請書裏面の申請内容確認書類写し貼付け欄を参照してください。</p>	<p>申請書に必要事項を記入の上、必要な書類を添付してご提出ください。</p> <p>※児童手当の振込口座と異なる口座を指定する場合は、運転免許証など本人確認ができる書類の写しと振込先金融機関の口座が確認できる通帳等の写しが必要です。</p> <p>&lt;公務員の人&gt; 職場から配布される申請書に必要事項を記載の上、児童手当(特例給付)受給証明書および振込先金融機関の口座が確認できる通帳の写しなどを添付してご提出ください。</p> <p><b>給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村や厚生労働省などが ATM (銀行・コンビニなどの現金自動支払機) の操作をお願いすることは、絶対にありません。</li> <li>・市区町村や厚生労働省などが、給付金を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。</li> </ul>